



## みずほ信託銀行が野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の大量保有報告書を提出



野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、みずほ信託銀行が10月22日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託財産として運用その他の信託目的に従い保有するもの。」によるもの。

報告書によると、みずほ信託銀行の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、8.88%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年10月15日。